

〔別紙１〕

随 意 契 約 理 由 書

神戸市

件 名	東クリーンセンター特別高圧受変電設備点検整備業務
契約の相手方	富士電機㈱
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由 本業務は、東クリーンセンターの電気工作物である特別高圧受変電及び送電設備（受電 77,000V、送電 22,000V）を、電気事業法に定める保安規定に基づき年次点検を行うものである。点検には本設備の設計・製造・施工会社である富士電機㈱しか所有していない、本設備の性能・構成部品に関する技術的な情報、専門的なメンテナンスの方法、本設備のこれまでの整備・改造履歴等の情報が必要となる。 したがって本設備の点検整備は上記業者しか履行することができない。 以上の理由により、上記業者と随意契約を締結する。	
担 当 部 署 （問合せ先）	環境局東クリーンセンター （電話番号 078-452-4100）